

おもな変更点

- ・申請書の提出期限が、事業開始の『2 か月前までに』変更されました。

従来よりも審査に時間がかかります。

後援名義等の承認が必要となる日の2 か月前までに申請して下さい。

- ・後援名義等の使用を承認する事業として『事業規模が2以上の市町村の区域を対象とするもの』となりました。

特定の市・町の住民のみを対象とした事業は、対象外となります。

- ・申請書の様式や、添付書類の提出範囲が変更されました。

主催者だけでなく、共催者、後援者についても「設立目的を記載した書類」の提出が必要となります。

参加費等を徴収しない事業についても、「収支予算書」の提出が必要となります。

- ・後援名義等の使用承認の取消しを受けた場合、取消しの日から5年間は当該主催者からの後援名義の申請を受付けしません。

当該主催者が共催、後援等をする事業についても同様です。